

新聞 労 連



2023年 | No. 1333

9月1日（金）

- 新聞協会ハラスメント問題 2
- 「錬成費」裁判 不当判決 3
- 川崎スラップ訴訟 控訴審 3
- 西プロ労と西労が親睦会 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17 井門本郷ビル6階 TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250 http://www.shimbunoren.or.jp

年間購読送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

今こそ語り継ごう

核被害、どう伝えるか

～広島フォーラム～ 中国労組・労連

新聞労連と中国新聞労組は、「広島原爆の日」前日の8月5日、「核被害を考える～ヒロシマ・フクシマ・イラク・ウクライナ～」をテーマに、「広島フォーラム」を広島市中区の中国新聞ビルで開いた。ロシアのウクライナ侵攻を巡り、プーチン大統領が核兵器の使用を示唆したほか、英国はウクライナに劣化ウラン弾を供与するなど、「核」を巡る状況が悪化する中、劣化ウラン弾が使用されたイラクや福島第1原発事故などの現代の核被害の実情や、伝える中での言葉使いに潜む問題点を学び、原爆、平和報道のあり方を探った。オンラインを含め、全国から約80人が参加した。

フォトジャーナリストの豊田直巳さんは、劣化ウランが使用されたイラクや東京電力福島第1原発事故後の福島での取材体験を報告。「私も含めて日本で原発は事故を起こさないという、安全神話にいた」と振り返り、復興などを報道する際のジャーナリズムのあり方について提言した。

神戸大学名誉教授の嘉指信雄さんは「言葉の力と嘘～戦争と非人道的兵器をめぐって」のテーマで基調報告した。「民主主義と核兵器は共存できない」とし、「米国は民主主義の国だが、核のボタンを押す権利は一人が持っている。民主主義ではなく、『核兵器君主制』と呼ぶのがふさわしい」と主張した。

フォーラム冒頭には、朗読グループ「声ことば広島」による「少年口伝隊一九四五」（井上ひさし作）の上演もあった。

「不戦の碑」碑前祭に60人 ～広島～

広島に原爆が投下されてから78年になった8月6日、中国新聞労組は広島市中区加古町の「原爆犠牲新聞労働者の碑」（不戦の碑）の前で碑前祭を開



不戦の碑に献花する碑前祭参加者ら

いた。4年ぶりに通常開催となり、遺族や労組 OB、新聞労連加盟組合の組合員、被爆死した新聞社・通信社の来賓を含めて約60人が参列。併用したオンラインでも視聴があり、広島での原爆で亡くなった新聞労働者133人を追悼した。

参列者全員で黙とうを捧げた後、加田智之副委員長が山迫正博委員長のあいさつを代読。5月のG7広島サミットについて「核止力を事実上肯定する結果となった」とし、声明である広島ビジョンは、「ヒロシマの声とはかけ離れている」と指摘した。「核兵器のない世界を求める声がいずれ国際社会の主流になるはず」と強調、「ヒロシマの史実をこれからも世界に伝え続けていく責務を今一度自らに問い、行動していく」と誓った。

新聞労連の石川昌義委員長（中国労組出身）は、「戦争をこの世からなくす力は、軍事的な抑止力ではない。命の重さに思いをはせる想像力だ」とし、「事実を掘り起こし、人々の声を丁寧に伝える報道の営みが、戦争をなくす想像力を育てる」と力を込めた。【中国労組・村島健輔】

置く東京・渋谷区のビル



バズフィード労組、さつそく成果

バズフィード・ジャパン労組はこれまで、新聞労連の協力を得て、希望退職者との合意書の内容など複数の事案を巡って会社側と交渉を続けてきた。

2023年6月の新聞労連への加盟以前も、週3回の出社義務化やニュース部門の閉鎖などに関して会社側と話し合いを継続してきた。しかし、経営サイドは組合側の要求に一切応じないばかりか、説明責任も果たさない状況で、会社の決定以外は全く受け入れず、交渉にもならない状態が続いていた。

新聞労連に加入後、要求内容や交渉の進め方を含め、労連からは様々な面でサポートを得た。特に希望退職者の将来の職業活動を制限する合意書の「秘密条項」について労連役員が同席して会社と交渉をしたところ、最終的に当該条項が見直されたことは大きな成果となった。

会社側は、自分たちが提示する条件をのまなければ退職金を支払わない、という態度だったが、退職者たちにとって希望通りの結果となった。

一方で、会社側は団交の参加人数を制限するよう求めたり、上部団体である新聞労連役員の参加を拒否するような態度を示したりしている。組合は、今後も労連の力を借りながら、従業員をあたかも駒のように扱う会社のやり方と姿勢に断固反対し、労働者の権利を守るために交渉を続けていく。

【バズフィード労組・國崎万智】

継承へ「いまできること」考える

～長崎フォーラム～ 長崎マス共・MIC

長崎新聞労組など地元長崎のマスコミ労組でつくる長崎マスコミ・文化共闘会議（長崎マス共）は8月8日、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）と共に、長崎市の長崎県市町村会館で「2023MIC長崎フォーラム」を開催した。今回は「継承」をテーマに掲げ、被爆者の講話だけでなく被爆の実



核のない世界を！ 2023 MIC 長崎

継承への道標～いまできることを

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）&長崎マスコミ・文化共闘会議 2

交流証言者としての活動を語る登壇者

相を後世に語り継ぐ活動を続けている若者たちが登壇。被爆者なき時代が迫る中、「いまできること」を参加者全員で考えた。

第1部で、被爆者の田中安次郎さん（81）は、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の林田光弘特任研究員と対話する形で当時を振り返った。林田さんは、被爆当時3歳だった田中さんのように被爆の記憶がない人が多くなったとし、長崎の地名や当時の歴史、文化などの解説を加えて「解析度を上げる」ことで、より理解しやすいようサポートすることの大切さを強調。田中さんは「意欲ある人たちに私たちの次を継いでほしい。平和のバトンタッチをしてもらいたい」と述べた。

第2部では、被爆体験を本人に代わって伝える長崎の家族・交流証言者、中島麗奈さん（21）と松山咲さん（18）が登壇。中島さんは伊達木信子さんの、松山さんは池田道明さんの被爆体験をそれぞれ語った。MIC議長でもある新聞労連の石川昌義委員長をコーディネーターに迎えた第3部では、中島さんと松山さんが海外での講話や新型コロナウイルス禍での活動など自身の取り組みを紹介。若い世代が活動を続けていく大切さを訴えた。

【長崎労組・後藤洋平】

非戦の碑臨み「平和の集い」～長崎～

長崎原爆投下から78年目の8月9日、長崎新聞労組と長崎新聞社は、長崎市茂里町の同社正面玄関ホールで平和の集いを開いた。例年、同玄関前の

屋外に2016年に建立した「長崎原爆犠牲報道関係者の碑（非戦の碑）」前で開いているが、今年は台風接近に伴い、非戦の碑の近くの屋内で実施し、外部の参加は呼びかけず組合員や本社幹部ら約30人が参列。犠牲者を悼み、被爆地の地元紙としての責務を果たしていくことを誓い合った。

長崎原爆により、長崎新聞社で働いていた社員や作業員合わせて9人と、新聞配達に動員された少年ら約50人、西日本新聞社の記者1人、日本放送協会の職員3人が犠牲となった。主催者あいさつで、長崎労組の五反田克彦執行委員長は「過去の反省を踏まえ、二度と戦争に加担してはならない。市民のためにペンを握り、カメラを抱え、臆することなく伝えるべきことを伝えていかなければならない」と力強く述べた。

その後、参列者を代表して五反田委員長と長崎新聞社の徳永英彦社長が献花。参列者全員で黙とうした。式典後に予定していた長崎フォーラムの平和散歩も中止となり、同労組平和委員が関西MIC女性連絡会から届けられた千羽鶴を爆心地公園の「原子爆弾落下中心地碑」に奉げた。

【長崎労組・大田裕】

新聞協会 ハラスメント 協会労組への支援の輪広がる

加盟単組の組合員が集まり座談会

日本新聞協会事務局幹部(協会)が労働組合役員に対する組織ぐるみでのハラスメントや組合への支配介入(不当労働行為)などに及んだ上、なおも当事者への二次加害や文書での三次加害を重ねている問題を巡り、7月25日の労連定期大会初日終了後に加盟単組の組合員有志が集まり協会労組を支援する座談会が開かれた。朝日、共同、北海道、河北、新潟、京都、神戸・デイリー、中国、山陰中央、愛媛、西日本、南日本の各労組や新聞通信合同ユニオンなどの組合員計35人が出席。協会からの度重なる個人攻撃や悪評の流布などといったハラスメントによる心身の不調で休みに入る当事者を心配し、支えたいと表明する声が多数上がった。出席者は協会労組に連帯するとともに、各単組で組合員への周知にさらに注力することなどで連携を強めると確認した。(以下、出席者の肩書きは当時)



協会労組支援のため多くの組合員が集まった座談会

団交への弁護士同席、二次・三次加害に非難の声

協会は5月に組合ニュースへの的外れな抗議書を提示する支配介入、6月には団体交渉に代理人弁護士を3人も同席させ、弁護士が当事者を指差してののしった上に弁護士以外の協会側参加者全員がそれを黙認する二次加害などに及んだ。座談会は協会のこうした対応・言動を問題視した労連加盟単組からの提案を受け、協会労組を支援する目的で開かれた。京都労組の大西保彦委員長は6月、単組として問題解決を求める文書を新聞協会の中村史郎会長(朝日)宛てに送付したことを紹介。「今後も引き続き協会労組に連帯し、協力したい」と表明した。河北労組の浅井哲朗委員長は「使用者側による圧力が明らかだ」と指摘した上で、「連帯して支えたい」と述べた。

西村誠・労連産業政策部長(共同労組)は「組合活動を通じて使用者からハラスメントが生じたことは本当に由々しき問題だ」と断じた。その上で「労連に加盟する1万8千の仲間が協会労組を支える」と強調した。西日本労組の高松修一次期書記長は、傷病のため休みに入る当事者について「大変な苦勞をしていると思う」と述べた上で、問題について単組の組合員にあらためて広報し「協会労組を支援したい」と表明した。新潟労組の横

山志保委員長は「小さな職場で、当事者や執行部の職場環境がどういう状況かと想像するだけで胸が苦しい。労連の仲間がいるので、協会労組は決して孤独ではない」と発言した。

協会は当事者が休みに入る直前まで文書による三次加害を繰り返した。浦響子・労連特別中央執行委員(河北労組)は協会の二次加害、三次加害が最も深刻な問題だと指摘。「ハラスメントに及んだ上に、さらに個人を貶めるような加害は絶対に許されない。加害の結果、被害者が精神的に負担を感じて休むということは深刻な事態だ」と述べた。

陰湿なハラスメントに加え、弁護士の団交出席などといった協会側の対応を批判する声が続々と出た。協会は前回団交で、使用者が答えるべき質問の回答まで弁護士に担わせた上、従前の協会側の認識・発言を弁護士が次々に翻した。愛媛労組の月岡岳委員長は「弁護士を出してきたのは論外にもほどがある。対応が以前より余計に酷くなっている」と指摘。「同じことが起きては困る。不当労働行為は許されない」と戒めた。北海道労組の池田祥委員長は「団交で弁護士が表に立っているのは異常だ」と糾弾。使用者が発言すべきだとし

た上で「団交の『主役』が弁護士になっている状況を変えないと解決への道筋がつかない」と述べた。中国労組の見田崇志書記長は「会社側が『逆襲』しているというか、問題が複雑化している。経緯を含めて単組の組合員に伝える」と話した。

協会への抗議や問題解決に向けた今後の交渉の進め方などに関する提言も示された。高森亮・労連中央執行委員(神戸・デイリー労組前委員長)は加盟各単組と連携した抗議ビラの配布などを挙げ「抗議活動のギアを一段、上げる」必要性に言及。西日本労組や南日本労組は単組での経験をもとに、労働委員会の活用に関し助言した。

新聞協会労組は6月30日、7月13日、同31日に団交申入書を提出。しかし協会は「組合が団交で何を交渉しようとしているのか」が何ら明らかにされていない、開催条件が整っていないなどと文書で回答し、団交を拒否した。協会の態度を踏まえ、組合は8月4日に東京都労働委員会で労働者委員を務める北健一氏(出版労連副委員長)を講師に招き、都労委への救済申し立てについて考える学習会を実施した。引き続き加盟単組との連携を強めながら協会のハラスメントと不当労働行為などを追及する。さらなる支援・連携をお願いしたい。

新聞協会問題行為のポイント

(新聞協会事務局ハラスメント防止規程=ハラスメントの定義)

- ・パワハラとは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または就労環境を悪化させる行為をいう。
- ・前各号に該当しない場合であっても、相手の人格や尊厳を侵害する言動によって、相手に一定の損害・不利益を与える、または就労環境を悪化させる等の行為はハラスメントとみなし、この規程を適用する。

ハラスメントとみられる言動

- ① 組合役員について「口汚い」などと委員長に告げ口、その後も当事者を個人攻撃した。(人格や尊厳の侵害=ハラスメント)
- ② 組合の代表として臨み場での発言をあげつらい、当事者の「個人の問題だ」と矮小化し、貶めた。(人格や尊厳の侵害=ハラスメント)
- ③ 「禍根」という言葉を使い、その後の不利益な取り扱いを示唆する発言をした。(パワーハラスメント)
- ④ 組合役員を貶める誇張、歪曲、虚偽を含む文書を組合に提示し名誉や人格を傷つけた。(人格や尊厳の侵害=ハラスメント)
- ⑤ 当初協会が問題視した当事者の発言を揶揄するような発言をして、名誉や人格を傷つけた。(人格や尊厳の侵害=ハラスメント)
- ⑥ 代理人弁護士が団交の席で当事者を指差して罵倒した。(人格や尊厳の侵害=ハラスメント)

(不当労働行為の定義)

- ・使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと。=団交拒否
- ・労働者が労働組合を結成し、もしくは運営することを支配し、もしくはこれに介入すること。=支配介入

不当労働行為とみられる言動

- ① 労使間のやり取りで、協会側の問題を指摘すると組合の代表として出席しているにもかかわらず個人攻撃を受けるといった前例を作り、組合員に萎縮、動揺、分断をもたらす正当な組合活動を阻害した。(支配介入)
- ② 労使間のやり取りで、協会側の問題を指摘すると協会側と禍根を残し、不利益を被るというイメージを与えることで正当な組合活動を萎縮させるような行為に及んだ。(支配介入)
- ③ 組合役員を貶める誇張、歪曲、虚偽を含む文書を組合に提示、全職員向けに提示すると宣言することで当事者の孤立化および組合の分断や混乱を生じさせた。(支配介入)
- ④ 団体交渉で代理人弁護士ばかりが発言し、組合の要求に対し形式的な回答に終始、実質的な検討や合意達成の意思を示さなかった。使用者が答えるべき質問にも弁護士が回答した。(誠実交渉義務違反=団交拒否)
- ⑤ 6月の団交以降、組合が繰り返し団交を申し入れても、協会からの質問に回答しないと団交に応じないという態度を取り続けた。(団交応諾義務違反=団交拒否)

労使交渉の主な経過

2022年12月28日	第3回団交。協会、以下の認識・発言を示す -「個人を傷つけた」ことを謝罪する(12月27日回答書) -「見解」のうち、組合役員の言動に関わる7の記述について「認識を改める」 -前委員長に告げ口した行為について「悪評を流したということも認める」
2023年3月28日	第4回団交。協会の遅延行為などで議論が進まず中断
4月4日	第4回団交再開。再度中断。協会(「当事者に」問題行動があったという認識は改めた)
4月10日	協会、翌11日に予定していた再々開団交に「応じられない」
4月27日	組合、団交拒否への抗議書等提出 協会、顧問弁護士とは別の複数の弁護士に相談している旨を組合に通知
5月2日	協会、「新たな弁護士に相談している」ことは団交に応じられない「正当な理由」であり、不当労働行為ではないと主張する回答書提示
5月9日	日本音響研究所から「(見解文書に記された組合役員の)発言は認められない」との声紋・音声鑑定の結果届く
5月18日	協会、組合の教宣ニュースを曲解した抗議書提示。
5月19日	組合、協会の理事・監事に文書で協力依頼
5月24日	組合、労連加盟単組などからの協会宛て抗議書を提出
6月2日	協会、「再回答」と「現在の状況についての見解」の2文書提示。「これ以上の謝罪は拒否する」「役員員の言動は適切ではなかったと認識」「協会の意見等を表明していかなければならない可能性がある」と記述
6月5日	組合、団交への弁護士同席や教宣への抗議に対する抗議書を提出
6月7日	第4回団交再々開。弁護士が22年12月28日、23年4月4日団交などでの認識を次々に翻す。当事者指差し罵倒する二次加害も
6月23日	組合、団交での二次加害に対する謝罪要求書提出
6月30日-7月31日	協会、6月30日、7月13日、同31日付の組合からの団交申し入れをいずれも拒否
7月11日	協会、二次加害への組合の謝罪要求に文書で回答。「一方的な被害者であるかのごとく主張している」「謝罪すべき理由はない」などと表明する三次加害
8月29日	組合、見解文書に記された組合役員の発言がなかったことを証明する日本音響研究所作成の声紋・音声分析結果の鑑定書を提出

不当判決、控訴へ

「錬成費」裁判 請求棄却 東京労組・弁護団・労連が抗議声明

中日新聞社が長年の労使慣行によって全社員に毎年3千円支給してきた手当「錬成費」を労使合意なく廃止した労働契約法違反事件で、東京地裁（猪股直子裁判官）は8月28日、錬成費支給は労使慣行として成立していないとして社の法律違反を認定せず、従前通りの支給を求めて東京新聞労組の組合員を代表する形で原告となった宇佐見昭彦委員長の請求を棄却する不当判決を出した。原告側は、判決直前の24日にあった東京新聞労組の定期大会の議論も踏まえ、30日に開いた今期の第1回執行委員会で判決への対応を討議し、控訴する方針を正式に決めた。

判決で、争点について地裁が示した判断は「労使慣行（または黙示の合意）の成否」という一点のみ。労使慣行の成立条件として、錬成費支給が「長期間反復継続」していたことと、労使双方が「明示的に（錬成費支給を）排除・排斥していないこと」は地裁も認めた。

しかし、第3の条件として、錬成費支給が「労使双方の規範意識（守るべきルールとの意識）によって支えられていたこと」については、支給手続きが給与とは異なっていたなどとする社側の主張を鵜呑みにする形で否定した。また、錬成費支給が黙示の労働契約になっていたとも認めなかった。

地裁はこの争点判断のみで「その余の争点について判断するまでもなく」原告の請求を棄却。「錬成費が労使慣行か否か」という入り口論だけで裁いており、錬成費廃止に経営上の必要性や合理性があったかなど、他の重要な争点は一顧だにされなかった。

社側が錬成費廃止の論拠として、廃止強行後に存在を明らかにした巨額赤字試算や「経営が危機

的」との主張が、いかに現実からかけ離れているか。社の詭弁に対し、原告側が経営分析の専門家である山口不二夫・明治大学教授の二度にわたる意見書提出も含めて立証を尽くした事実関係は、一切考慮されなかった。

東京新聞労組と弁護団（今泉義竜弁護士、本間耕三弁護士）、新聞労連は29日、連名で不当判決に抗議する声明を発表。「錬成費は原資（団体生命保険の還付金）がなくなった際も、リーマンショックの年に赤字決算となった際も変わらず毎年定額で支払われ、中日労組（新聞労連非加盟）の『賃金と制度のしおり』や給与明細にも明記され、労担代理も『慣例』として支払ってきたことを認める手当である」「中日労組も錬成費廃止を社が団交で示さなかったことを問題視し、後に中日労組と社の間で労働協約によって廃止をわざわざ確認している」「規範意識を裏付けるこれらの客観的事実があるにもかかわらず、判決は社側証人の主観的証言に依拠して労使慣行の成立を否定しており、極めて不合理である」（要旨）と批判した。

さらに声明は「判決のような法的判断は、長年の労使慣行によって支えられたあらゆる労働条件について、使用者が『規範意識はなかった』と否定して、安易な廃止や変更を強行することを助長しかねない」「新聞業界大手の中日新聞社の動向は、特に地方紙への影響力が大きく、経費節減に走る同業他社への悪影響が懸念される」と、この不当判決がもたらす弊害を指摘。

「錬成費という60年に及ぶ手当の歴史的経緯を軽視して労働者の権利をないがしろにする判決に抗議するとともに、このようなずさんな判決を克服し、労働者の権利擁護のために引き続き闘う決意である」と結んだ。

原告の宇佐見委員長は「判決では社側に不利なたくさんの証拠が無視され、経営が危機的であるとか、2020年度から2~3ケタ億の巨額赤字に陥るとか、現実を逸脱した社側の主張も不問に付された。すべての証拠をきちんと吟味して事件の全体像を見るのではなく、判決に沿う恣意的な人事部長や前労務部長の証言内容だけがつまみ食いされ、私たちの事実に基づく主張がことごとく退けられた。絶対に高裁でひっくり返し、真つ当な判決を得て、社に反省を迫りたい」としている。

一方、錬成費廃止に伴う不当労働行為（団交拒否、支配介入）事件は、東京都労働委員会で8月10日に結審しており、来年1月ごろに救済命令が出る見込み。

「原判決は言論の自由侵害」

川崎スラップ訴訟控訴審 10月4日判決

在日コリアンを排斥するヘイトスピーチを批判した記事などで名誉を毀損されたとして、神奈川新聞社の石橋学記者が当事者の差別主義者に訴えられたスラップ訴訟の控訴審の弁論が7月31日、東京高裁（中村也寸志裁判長）であり、即日結審した。判決は10月4日。

被控訴人で元川崎市議選立候補（落選）の佐久間吾一氏は2019年2月、自ら主催した講演会で「旧日本鋼管の土地をコリア系が占領している」などと発言し、石橋記者が「悪意に満ちたデマによる敵視と誹謗中傷」などと記事で指摘した。

今年1月の一審・横浜地裁川崎支部判決は、記事に対する請求は全て棄却する一方、街頭演説中の佐久間氏とのやりとりで石橋記者が「デタラメを言っている」などと発言したことが名誉毀損に当たるとして、15万円の損害賠償を命じた。石橋記者が判決の取り消しを求めて控訴していた。

石橋記者が「デタラメ」と断じた発言は19年5月、JR川崎駅前の街頭演説で行われた。ヘイトデモ

のために公園を使わせなかった川崎市の決定はヘイトスピーチ解消法を根拠にしており、施行前の法律を適用してはならないという原則に違反しているというもの。

控訴理由書で石橋記者側は、市の不許可処分への根拠は都市公園条例であり、「（デタラメ発言の）前提事実は真実で、不法行為は成立しない」と主張。「公選の候補者に対する政治的、批判的言論であり、取材行為の側面もあった。原判決は市民の言論の自由、報道の自由を侵害している」とも指摘した。

閉廷後の報告集会で石橋記者は「街頭演説での佐久間氏の発言はヘイトスピーチ規制に言いがかりをつけて行政を萎縮させ、差別を続けるためのもの。強く批判し、デマを打ち消す必要があった」と振り返った。駆け付けた新聞労連関係者や差別を許さない市民らの支援に感謝を述べ、「レイシストに厳しい司法判断が下されると信じている」と結んだ。

東京地連 委員長に田中さん(共同)

東京地連は8月31日の定期総会で、新委員長に田中眞司さん（共同労組）を選出した。田中新委員長は7月の新聞労連大会で非専従副委員長に選出されており、両役職を兼務する。学生時代に労連主催の就職フォーラムに参加した経験があり、労連がまいた種が結実した格好。単組でも副委員長を兼務する田中新委員長は「コロナ禍が収束に向かう中で長時間労働が復活する動きがある。働き方を考え、仕事見直しを進める中で、みなさんの力を借りながら取り組む」とあいさつした。

先に労連加盟を果たしたネットメディアのバズフィード・ジャパン労組の地連加盟を温かい拍手で議決。同労組代議員は「皆が自分の仕事をきちんとできる職場を目指す」と抱負を述べた。加盟単組の争議報告もあった。

東京地連では朝日、毎日、共同3単組の順に委員長を2026年度まで担当するローテーションが確立し、今回で一巡した。同時に奇数年度に委員長を選出する単組が労連副委員長を担うことで合意している。27年度以降の体制構築が急務だ。【新聞通信合同ユニオン・寺田正】

新聞労連、MICが相次ぎ声明

9月1日に関東大震災から100年の節目を迎えることから、新聞労連は8月31日、「デマを防ぎ、命を守る報道を」と題した声明を発表した。

震災直後に新聞が報じた排外デマが朝鮮人虐殺につながった歴史を踏まえ、「デマの素地を作らないために、歴史を正しく伝え、排外主義の誤りを指摘し、差別に抗う報道の役割は重みを増している」と指摘した。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）は8月21日、長崎原爆資料館（長崎市）に日本の戦争加害に関連する展示を残すよう求める長崎マスコミ・文化共闘会議との共同声明を発表した。また8月10日、女性ジャーナリストへの性的ハラスメントなどと例示して求めた国連人権理事会の作業部会声明に賛同する声明なども発表した。内容は労連とMICホームページを参照。

奈良労組 15年ぶりスト

奈良新聞労組は8月14日、夏季一時金ゼロ回答に抗議し、組合員4人による90分の指名時限ストを行った。スト決行は2008年以来、15年ぶり。要求は22年冬季一時金回答実績の社員平均0.3カ月というかなり抑制した額であったが、会社側は業績悪化を理由に「辛抱していただくしかない」と慣例の「寸志」についても不支給と回答した。

奈良新聞社は、長年にわたる低賃金構造が労使双方の課題であった。22年度から待遇改善を図り実績を出してきたが、再び従来の人件費抑制施策に逆戻りした。ストは物価上昇にあえぐ奈良新聞労働者の切実な要求を背景にしたものである。

スト当日は新聞労連の石川昌義委員長をはじめ、奈良県労働組合連合会の松本俊一議長ら、地域の仲間が約30人支援に駆け付けて連帯のアピールを行い、近畿地連はじめ加盟の各単組から激励メ



社屋前でスト集会に臨む奈良労組の組合員

ッセージも数多く寄せられた。午後1時30分に松本裕行・奈良労組委員長が「ストライキ決行宣言」を読み上げ、スト参加の組合員が次々と決意表明を行った。集会終了後は書記局に集結、参加者と支援労組員の交歓会を行った。【奈良労組・松本裕行】

